

ロシア連邦  
連邦法

ロシア連邦労働法典への修正について

国家院にて採択 2022年9月27日  
連邦院にて承認 2022年10月4日

第1項

ロシア連邦労働法典（ロシア連邦法令集 2002年第1号第3項、2006年第27号第2878項、2007年第1号第34項、2008年第30号第3613項、2010年第52号第7002項、2011年第49号第7031項、2012年第50号第6954項；第53号7605項、2013年第19号第2329項；第48号第6165項、2014年第49号第6918項、2017年第1号第46項；第27号第3929項、2020年第50号第8052項、2021年第17号第2885項；第47号第7741項）に以下修正を加える。

- 1) 第81項第1部に以下内容の第13<sup>1</sup>項目を追加。

「13<sup>1</sup> 動員による徴兵終了後、または、1998年3月28日付連邦法 No.53-FZ「徴兵と兵役について」第38項7項目に基づき締結された契約による兵役終了後3ヶ月経過後、もしくは、従業員により締結された、ロシア連邦軍の課題遂行に対する自由意志による支援契約の有効期間終了後の、従業員の欠勤。」

- 2) 第83項第一部第1項目の文言「従業員の徴兵」の後に、「(動員による従業員の徴兵を除く)」を追加。

- 3) 第121項第一部に、以下内容の段落を追加。

「本法典第351<sup>7</sup>項に基づく雇用契約停止期間」

- 4) 第179項第二部に、「両親の一方が動員による徴兵中、または、1998年3月28日付連邦法 No.53-FZ『徴兵と兵役について』第38項第7項目に基づき締結された契約による兵役中、もしくは、ロシア連邦軍の課題遂行に対する自由意志による支援契約を締結している場合、十八歳未満の子供を持つもう一方の親に対し」という文言を追加。

- 5) 第259項第三部の文言「両親の一方が当直交代制で仕事をしている場合」の後に、「動員による徴兵中、または、1998年3月28日付連邦法 No.53-FZ『徴兵と兵役について』第38項第7項目に基づき締結された契約による兵役中、もしくは、ロシア連邦軍の課題遂行に対する自由意志による支援契約を締結している」を追加。

- 6) 第312<sup>7</sup>項の文言「第212項第二部十七、二十、二十一段落」を、「第214項第三部十八、二十一、二十二段落」に差し替え。

- 7) 第330<sup>3</sup>項第二部の文言「第213項」を、文言「第220項」に差し替え。

- 8) 第351<sup>6</sup>項を、以下テキストにて記述。

「従業員らによる労働安全学習（労働安全に関するインストラクションを含む）の履修、

ロシア連邦政府が定めた労働安全学習と労働安全要求知識の確認手続きに則り、当該従業員らによる労働安全要求知識の確認が実施されている場合、資格認定審査に向けた当該従業員らの育成、及び、資格認定審査、または、業務に向けた育成、また、その業務への準備態勢確認の枠内において、労働安全に関する追加的学習（労働安全に関するインストラクションを含む）、及び、本法典第 219 項にて規定される手続きによる労働安全知識の確認は求められない。」

9) 第 55 条に、以下内容の第 351<sup>7</sup> 項を追加。

**「351<sup>7</sup> 項 動員による徴兵中、または、契約による兵役中、もしくは、ロシア連邦軍の課題遂行に対する自由意志による支援契約を締結した従業員の労働権保障の特色」**

動員、または、1998 年 3 月 28 日付連邦法 No.53-FZ『徴兵と兵役について』第 38 項 7 項目に基づく契約、もしくは、ロシア連邦軍の課題遂行に対する自由意志による支援に基づく契約により従業員が徴兵された場合、従業員と雇用主間で締結された雇用契約の効力は、従業員の兵役中、または、ロシア連邦軍の課題遂行に係る自由意志による支援中は停止される。

従業員の申請に基づき、雇用主は、雇用契約の効力停止に関する命令書を発行する。従業員の申請書には、動員による徴兵に関する出頭命令書、または、1998 年 3 月 28 日付連邦法 No.53-FZ『徴兵と兵役について』第 38 項 7 項目に基づく、従業員との間の兵役実施契約締結に関する行政府連邦機関の通知書、もしくは、ロシア連邦軍の課題遂行に対する自由意志による支援契約書が添付される。当該通知書は、従業員が当該契約を締結した行政府連邦機関により提出される。

雇用契約の効力停止期間中、雇用契約当事者双方は、労働権の規範を含む労働法制及びその他法令、地方法令が定める権利と義務の遂行、また、集団契約、合意書、雇用契約の条件に端を発する権利と義務の遂行を停止する。但し、本項にて規定される権利と義務を除く。

雇用契約の効力停止期間中、従業員の労働場所（役職）は保全される。この間、雇用主は、当該労働場所（役職）における不在従業員の義務の一時的遂行のために、他の従業員との間に期限付雇用契約を締結する権利を有する。

雇用主は従業員に対し、雇用契約の効力停止日以前に、雇用契約の効力停止までの労働期間の給与、及び、支払うべき全金額を支払う義務を負う。

雇用契約の効力停止期間開始前に従業員が得た社会・雇用保障（従業員の追加保険、従業員の非国家年金保障、従業員とその家族の社会・生活条件の改善）は、従業員の雇用契約の効力停止期間中も維持される。

本項に基づく雇用契約の効力停止期間は、従業員の勤続年数、並びに、専門職歴に算入される（但し、老齢年金保険の早期指定を除く）。

雇用契約の効力は、従業員の業務出勤日に再開される。従業員はその出勤について、3 労働日以前に雇用主に予告しなければならない。

従業員は、本項に基づく雇用契約の効力再開後 6 ヶ月間、雇用主のもとでの勤続年数に関係なく、従業員の都合にあわせた年次有給休暇を得る権利を有する。

雇用契約の効力停止期間中の、雇用主主導による雇用契約破棄は認められない。但し、組織の清算、もしくは、個人事業者による活動停止、並びに、期限付き雇用契約が締結されている場合は、雇用契約効力停止期間中に雇用契約期限が終了した場合を除く。

動員による徴兵終了後、または、1998年3月28日付連邦法 No.53-FZ『徴兵と兵役について』第38項7項目に基づき締結された契約による兵役終了後、もしくはロシア連邦軍の課題遂行に対する自由意志による支援契約の失効後、3ヶ月を経過しても従業員が出勤しない場合、本法典第81項第一部13<sup>1</sup>項目で定める根拠に基づき、雇用主の主導で、従業員との雇用契約が破棄される。従業員が然るべき契約を締結した行政府連邦機関は、雇用主に対し、1998年3月28日付連邦法 No.53-FZ『徴兵と兵役について』第38項7項目に基づき締結された兵役終了日、または、従業員との間で締結されたロシア連邦軍の課題遂行に対する自由意志による支援契約失効日を通知する義務を負う。

本項第一部に示される従業員の労働権保障の追加的特色は、ロシア連邦政府により規定され得る。」

## 第2項

1. 本連邦法は、その公布日から効力を発する。
2. ロシア連邦労働法典第81項第一部第13<sup>1</sup>項目、第83項第一部第1項目、第121項第一部、第179項第二部、第259項第三部、及び、第351<sup>7</sup>項の規定（本連邦法版）は、2022年9月21日以降生じた法的関係に対して適用される。

ロシア連邦大統領  
ウラジーミル・プーチン

モスクワ市クレムリン  
2022年10月7日  
No.376-FZ